

令和6年能登半島地震に係る入学検定料減免FAQ

F1 減免対象の条件に住宅の被害状況（全壊、半壊等）は関係ありますか。

A1 地震発生時に石川県内及び災害救助法適用地域にお住まいであれば対象となります。住宅の被害状況は問いません。

F2 居住地は対象外ですが、地震があったとき旅行等で石川県（または災害救助法適用地域）に滞在していました。この場合、減免対象になりますか。

A2 地震発生時に石川県内及び災害救助法適用地域にお住まいの方が対象となりますので旅行等で滞在していた場合は対象外です。

F3 志願者本人は減免対象外の地域に住んでいますが、生計維持者が減免対象の地域に住んでいます。この場合は対象になりますか。

A3 地震発生時の志願者本人のお住まいの地域で判断します。志願者本人が減免対象外の地域にお住まいであれば対象外となります。

F4 減免対象なのに、入学検定料を振り込んでしまいました。

A4 後日返金しますので、まずは速やかに pugenmen@ishikawa-pu.ac.jp までご連絡ください。

件名：（生年月日（西暦））（氏名）入学検定料減免について

本文：減免対象ですが、入学検定料を振り込んでしまいました。

返金をお願いします。

※志願者連絡先が石川県内及び災害救助法適用地域でない場合は「〇〇市から記載の連絡先へ避難中」等のコメントも記載

F5 F4の場合、返金はいつ頃になりますか。

A5 出願期限（2/2）後、できるだけ早く返金します。